

令和6年度 安曇野市地域防災計画 新旧対照表

地震災害対策編

修正後		修正前		修正理由																														
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)</td> <td>ア <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>イ <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象に予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び通信施設の整備に努める。</u></td> </tr> <tr> <td>ウ <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u></td> </tr> <tr> <td>エ <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>オ <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">433</td> </tr> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(18) 第九管区 海上保安本部</td> <td><u>災害時における救助及び救援に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">434</td> </tr> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u>	イ <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象に予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び通信施設の整備に努める。</u>	ウ <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u>	エ <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u>	オ <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u>	433		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(18) 第九管区 海上保安本部	<u>災害時における救助及び救援に関すること。</u>	434		<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1"> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)</td> <td>ア <u>地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>イ <u>防災知識の普及に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>ウ <u>災害防止のための統計調査に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">427</td> </tr> <tr> <td>機関の名称</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">428</td> </tr> </table>		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア <u>地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。</u>	イ <u>防災知識の普及に関すること。</u>	ウ <u>災害防止のための統計調査に関すること。</u>	427		機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	428		<p>記載の変更</p> <p>機関の追加</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																	
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u>																																	
	イ <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象に予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び通信施設の整備に努める。</u>																																	
	ウ <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u>																																	
	エ <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u>																																	
	オ <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u>																																	
433																																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																	
(18) 第九管区 海上保安本部	<u>災害時における救助及び救援に関すること。</u>																																	
434																																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																	
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア <u>地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。</u>																																	
	イ <u>防災知識の普及に関すること。</u>																																	
	ウ <u>災害防止のための統計調査に関すること。</u>																																	
427																																		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																	
428																																		

修正後		修正前		修正理由
<p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 地震に強いまち構造の形成</p> <p>a 避難路、緊急輸送<u>道路</u>など防災上重要な経路を構成する道路<u>国道19号、147号、403号の主要国道と19本の県道及び、5本の主要地方道</u>について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>e 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">443</p>		<p>第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 地震に強いまち構造の形成</p> <p>a 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">437</p>		<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p><u>d 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、火災発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>445</p> <p>(ウ) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、電気ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>446</p>	<p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>439</p> <p>(ウ) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>440</p>	<p>誤字の修正</p>
---	--	--------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT) <u>等</u>の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT) <u>等</u>が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(略)</p>	<p>文言の修正</p>

<p>(イ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。</p> <p>(ウ) 災害派遣医療チーム（DMA T）<u>等</u>が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMA T）<u>等</u>から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">460</p>	<p>(イ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。</p> <p>(ウ) 災害派遣医療チーム（DMA T）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMA T）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">454</p>	
--	--	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 10 節 障害物の処理計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 現状及び課題</p> <p>各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。</p> <p>地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物等となり応急対策活動の妨げとなる。</p> <p>これらの障害物等の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。</p> <p>緊急輸送<u>道路</u>として確保すべき<u>幹線道路</u>の障害物等除去体制について県と事前に対応を検討する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>イ 緊急輸送<u>道路</u>として確保すべき<u>幹線道路</u>について、速やかな障害物等除去体制の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;">472</p> <p>(2) 【県が実施する計画】（各部局）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>イ 緊急輸送<u>道路</u>とされている<u>幹線道路</u>について、速やかな障害物等除去体制の整備を市町村に対して指導する。（農政部）</p> <p style="text-align: center;">473</p>	<p style="text-align: center;">第 10 節 障害物の処理計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 現状及び課題</p> <p>各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。</p> <p>地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物等となり応急対策活動の妨げとなる。</p> <p>これらの障害物等の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。</p> <p>緊急輸送路として確保すべき<u>幹線道路</u>の<u>管理は、市が行っているが</u>、障害物等除去体制について県と事前に対応を検討する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>イ 緊急輸送路として確保すべき<u>基幹農道</u>について、速やかな障害物等除去体制の整備を図る。</p> <p style="text-align: center;">466</p> <p>(2) 【県が実施する計画】（各部局）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>イ 緊急輸送路とされている<u>基幹農道</u>について、速やかな障害物等除去体制の整備を市町村に対して指導する。（農政部）</p> <p style="text-align: center;">467</p>	<p style="text-align: center;">文言の修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 11 節 避難の受入れ活動計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>阪神・淡路大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。</p> <p>特に<u>土砂災害警戒区域</u>等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市（危機管理課、福祉部、農林部、都市建設部、教育部）及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画】</p> <p>(ア) 市及び県は、<u>土砂災害警戒区域</u>等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(ウ) 市及び県は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;">474</p> <p>イ 【市が実施する計画】（全部局、危機管理課）</p> <p>(ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p> b 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>産業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p> 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p> （高齢者等避難、避難指示については第 3 章第11節を参照）</p>	<p style="text-align: center;">第 11 節 避難受入れ活動計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>阪神・淡路大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。</p> <p><u>また、特に土砂災害危険箇所</u>等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市（危機管理課、福祉部、農林部、都市建設部、教育部）及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画】</p> <p>(ア) 市及び県は、<u>土砂災害危険箇所</u>等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(ウ) 市及び県は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の<u>自宅療養者等の被災時の対応に関する問い合わせ窓口等</u>の情報を提供するものとする。</p> <p><u>(エ) 保健所（長野県健康観察センター）は、陽性判定時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">468</p> <p><u>(オ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一の建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等という。以下同じ。）の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">469</p> <p>イ 【市が実施する計画】（全部局、危機管理課）</p> <p>(ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p> b 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>工業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p> 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。</p>	<p>国土交通省通知により修正</p>

<p><u>b</u> 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者</p> <p><u>c</u> 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法</p> <p><u>d</u> 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略)</p> <p><u>e</u> 指定避難所の管理に関する事項 (略)</p> <p><u>f</u> 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 475</p>	<p>(略)</p> <p><u>b</u> <u>高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法</u> (高齢者等避難、避難指示については第3章第11節を参照)</p> <p><u>c</u> 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者</p> <p><u>d</u> 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法</p> <p><u>e</u> 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略)</p> <p><u>f</u> 指定避難所の管理に関する事項 (略)</p> <p><u>g</u> 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 469</p>	
<p>エ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。 (県有施設管理部局)</p> <p>県は、<u>土砂災害警戒区域</u>等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、社会部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会) (略)</p> <p>(イ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社<u>デリシア</u>、 476</p>	<p>エ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。 (県有施設管理部局)</p> <p>県は、<u>土砂災害危険箇所</u>等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、社会部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会) (略)</p> <p>(イ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社<u>アップルランド</u>、 470</p>	
<p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】 (略)</p> <p>(ウ) 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 479 (略)</p> <p>(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知</u></p>	<p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】 (略)</p> <p>(ウ) 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 (略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 473 (略)</p>	

<p>見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>480</p>	<p>(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>474</p>	
---	---	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 24 節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第 2 主な取組み</p> <p>1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、ハザードマップ等により、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。</p> <p>2 土砂災害<u>特別警戒区域等</u>には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。</p> <p>3 <u>住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の</u>区域を土砂災害警戒区域、<u>建築物に損害が生ずるおそれがあると認められる土地の</u>区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。</p> <p>4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。</p> <p style="text-align: center;">509</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)</p> <p>(イ) 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置を講ずる。また、<u>土砂災害警戒区域</u>を住民に周知する。</p> <p style="text-align: center;">512</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(イ) 土砂災害警戒区域ごと土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとる。また、<u>土砂災害警戒区域</u>を住民に周知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 24 節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第 2 主な取組み</p> <p>1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、ハザードマップ等により、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。</p> <p>2 土砂災害警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。</p> <p>3 <u>土砂災害のおそれのある</u>区域を土砂災害警戒区域、<u>住民等に著しい危害が生じるおそれのある</u>区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。</p> <p>4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等について防災対策を推進する。</p> <p style="text-align: center;">503</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)</p> <p>(イ) 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置を講ずる。また、<u>土石流危険渓流</u>を住民に周知する。</p> <p style="text-align: center;">505</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(イ) 土砂災害警戒区域ごと土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとる。また、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>を住民に周知するものとする。</p>	<p>文言の修正</p> <p>国土交通省通知により削除</p> <p>国土交通省通史により修正</p>

<p>5 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域等対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に立地している。</p> <p>これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)</p> <p>511-512</p> <p>6 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>513</p> <p>ウ 【住民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。</p> <p>514</p>	<p>505</p> <p>5 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。</p> <p>これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)</p> <p>506</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>507</p> <p>ウ 【住民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。</p> <p>508</p>	<p>国土交通省通知により削除</p>
--	---	---------------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 27 節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性の整備</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(オ) 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。(建設部)</p> <p style="text-align: center;">519</p>	<p style="text-align: center;">第 27 節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性の整備</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(オ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。(建設部)</p> <p style="text-align: center;">513</p>	<p>文言の修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 30 節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する <u>とともに、適正な方法による主伐・再生林を推進する。</u></p> <p style="text-align: center;">526</p>	<p style="text-align: center;">第 30 節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する。</p> <p style="text-align: center;">520</p>	<p>文言の修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 32 節 二次災害の予防計画</p> <p>第 2 主な取組み</p> <p>4 <u>土砂災害警戒区域等</u>の把握、緊急点検体制整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">532</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する <u>おそれのある箇所(土砂災害警戒区域等)</u> をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(建設部)</p> <p>(ア) <u>土砂災害警戒区域等</u>の把握</p> <p style="text-align: center;">536</p>	<p style="text-align: center;">第 32 節 二次災害の予防計画</p> <p>第 2 主な取組み</p> <p>4 <u>土砂災害危険箇所</u>の把握、緊急点検体制整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">526</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する <u>危険がある箇所(土砂災害危険箇所)</u> をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(建設部)</p> <p>(ア) <u>土砂災害危険箇所</u>の把握</p> <p style="text-align: center;">530</p>	<p>国土交通省通知により修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 33 節 防災知識普及計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項について防災知識の普及を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第 33 節 防災知識普及計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項について防災知識の普及を図る。</p>	<p>国土交通省通知により修正</p>

<p>る。</p> <p>(略)</p> <p>f 地震発生時の地震情報（震度、<u>長周期地震動階級</u>、震源、マグニチュード、地震活動、余震の状況等）に関する知識</p> <p>(略)</p> <p>s 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識</p> <p>538</p>	<p>(略)</p> <p>f 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動、余震の状況等）に関する知識</p> <p>(略)</p> <p>s 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識</p> <p>532</p>	
---	---	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p><u>(1)</u> 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p><u>(2)</u> 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p><u>(3)</u> 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>総括調整班</u>）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（<u>総括調整班</u>）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p style="text-align: center;">555</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>(4)</u> 市、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p><u>(5)</u> 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">556</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>イ 地震情報</p> <p>(ア) 緊急地震速報（警報・予報）</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p style="text-align: center;">549</p> <p><u>また、</u>市、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">550</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>イ 地震情報</p> <p>(ア) 緊急地震速報（警報・予報）</p>	<p>文言の整理</p> <p>風水害対策編に合わせて修正</p>

<p>a 緊急地震速報（警報）</p> <p>最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。</p> <p>なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。</p> <p>(イ) 震度速報</p> <p>震度3以上を観測した場合に発表する情報。</p> <p>地震発生後約<u>1分半</u>で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。</p> <p>560</p> <p>(4) 【電気通信事業者が実施する事項】</p> <p><u>ア 災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</u></p> <p><u>イ 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対して分かりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。</u></p> <p>562</p>	<p>a 緊急地震速報（警報）</p> <p>最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。</p> <p>なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。</p> <p>(イ) 震度速報</p> <p>震度3以上を観測した場合に発表する情報。</p> <p>地震発生後約<u>2分</u>で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。</p> <p>554</p> <p>(4) 【電気通信事業者が実施する事項】</p> <p>災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</p> <p>556</p>	<p>文言の修正</p> <p>国の防災基本計画の合わせて修正</p>
--	---	-------------------------------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、安曇野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防関係機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、安曇野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防関係機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p>	<p>国土交通省通知により修正</p>

<p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>563</p>	<p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>557</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>
<p>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p> <p>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p>	<p>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4.5年6.5月改定）</p>	<p>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定）</p>
<p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p>	<p>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）</p>	<p>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定）</p>
<p>① <u>地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる地域であり、青森県、岩手県、宮城県、のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</u></p> <p>② <u>地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定地震震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</u></p> <p>③ <u>ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1都6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</u></p>	<p><u>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定）</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>563-564</p>	<p>557-558</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送<u>道路</u>上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p style="text-align: center;">583</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(イ) 障害物除去の方法</p> <p>c 緊急輸送<u>道路</u>の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送<u>道路</u>を通行止めとする。(警察本部)</p> <p>(オ) 応援協力体制</p> <p>a 緊急輸送<u>道路</u>として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部、林務部)</p> <p style="text-align: center;">584</p>	<p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p style="text-align: center;">577</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(イ) 障害物除去の方法</p> <p>c 緊急輸送路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送路を通行止めとする。(警察本部)</p> <p>(オ) 応援協力体制</p> <p>a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部、林務部)</p> <p style="text-align: center;">578</p>	<p>文言の修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長を中心に計画作成をしておく。</p> <p>その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。</p> <p>特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害<u>警戒区域内</u>等に所在しているため、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 <u>市長等</u>は適切に<u>避難指示を発令し</u>、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、<u>相互に連携し</u>、速やかな避難の実施に努める。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難指示</p> <p>(1) 基本方針</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長を中心に計画作成をしておく。</p> <p>その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。</p> <p>特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害<u>危険箇所</u>等に所在しているため、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 <u>避難指示の実施者</u>は適切に<u>その実施を行い</u>、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 避難指示</p> <p>(1) 基本方針</p>	<p>国土交通省通知により修正</p> <p>文言の修正</p>

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を**発令する**。

発令者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 実施事項及び実施機関

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	知事	災害対策基本法第 60 条第 6 項	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
指定避難所の開設、受入	市長		

587

イ 避難指示の意味

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。

ウ **措置**及び報告、通知等

(ア) 市長の行う措置

a 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を**発令するものとする**。

(略)

このほか、土砂災害や洪水については、風水害対策編に準じて対応するものとする。

なお、地震発生時には、気象情報等の発表基準が引き下げられる場合があることに留意する。

588

オ 避難指示の内容

避難指示の**発令**に際して、次の事項を明確にする。

カ 住民への周知

(ア) 避難指示の**発令者**は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を**行う**。

避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 実施事項及び実施機関

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	新設	新設	新設
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
指定避難所の開設、受入	市長		

581

イ 避難指示の意味

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。

ウ **避難指示**及び報告、通知等

(ア) 市長の行う措置

a 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、**滞在者その他の者等**に対し、**避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示を行う**。

(略)

新設

582

オ 避難指示の内容

避難指示**を行う**に際して、次の事項を明確にする。

カ 住民への周知

(ア) 避難指示**を行った者**は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正

国の防災基本計画に合わせて修正

<p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、要配慮者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p>(イ) 市長以外発令者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;">590 (略)</p> <p>(カ)避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局に開設を検討するものとする。</p> <p>キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援</p> <p>市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、<u>自主防災組織</u>、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。</p> <p>ク 市有施設における避難活動</p> <p>(イ) 避難指示が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、<u>自衛</u>消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p style="text-align: center;">591</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難指示の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。</p> <p style="text-align: center;">592</p> <p>イ 【住民が実施する計画】</p> <p>住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。</p> <p>この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</p> <p style="text-align: center;">593</p>	<p>段を通じ又は直接住民に対し周知する。</p> <p>避難の必要が無くなった場合も同様とする。</p> <p>特に、要配慮者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p>(イ) 市長以外の指示者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;">584 (略)</p> <p>(カ) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をはじめとする</u>災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局に開設を検討するものとする。</p> <p>キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援</p> <p>市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、<u>自治会</u>、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。</p> <p>ク 市有施設における避難活動</p> <p>(イ) 避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p style="text-align: center;">585</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難指示<u>を行った</u>者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。</p> <p style="text-align: center;">586</p> <p>イ 【住民が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 要避難地区で避難を要する場合</u></p> <p>住民等は<u>避難誘導員の指示に従い</u>、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。</p> <p>この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</p> <p><u>(イ) 任意避難地区で避難を要する場合</u></p> <p><u>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。</u></p> <p><u>この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</u></p> <p style="text-align: center;">587</p>	
--	---	--

<p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(危機管理課、福祉部、教育部)</p> <p>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(ク) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、<u>感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保</u>等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>594</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営にあたり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>596</p>	<p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(危機管理課、福祉部、教育部)</p> <p>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p> <p>588</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営にあたり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。 <u>なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>590</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染症法上の位置づけの変更にもなう修正</p>
<p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】(市：総務部、県：危機管理部)</p> <p><u>(ア) 市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適</u></p>	<p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】(市：総務部、県：危機管理部)</p> <p><u>(ア) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を</u></p>	

<p>切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p><u>(オ)</u> 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p><u>(カ)</u> 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>(キ)</u> 市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">600</p> <p><u>(ク) 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(ケ) 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">601</p>	<p>行うものとする。</p> <p><u>(エ)</u> 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p><u>(オ)</u> 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>(カ)</u> 市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">594</p> <p style="text-align: center;"><u>新設</u></p> <p style="text-align: center;">595</p> <p style="text-align: center;"><u>新設</u></p>	
---	--	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 28 節 土砂災害等応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(危機管理課)</p> <p>(ア) <u>土砂災害緊急情報</u>を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずる。</p> <p>イ 【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に</p>	<p style="text-align: center;">第 28 節 土砂災害等応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(危機管理課)</p> <p>(ア) <u>警戒避難情報</u>を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずる。</p> <p>イ 【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に</p>	<p>文言の修正</p>

<p>関する 土砂災害緊急 情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>ウ 【国が実施する対策】（地方整備局） （略）</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する 土砂災害緊急 情報を関係自治体の長に通知する。 605</p> <p>エ 【住民が実施する対策】 土砂災害緊急情報 に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難 に関する 情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、危機管理課）</p> <p>(ア) 警戒避難 に関する 情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずる。</p> <p>エ 【住民が実施する対策】 警戒避難 に関する 情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。 606</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難 に関する 情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、危機管理課）</p> <p>(ア) 警戒避難 に関する 情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部） （略）</p> <p>(イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難 に関する 情報を市町村、住民等に提供する。</p> <p>エ 【住民が実施する対策】 警戒避難 に関する 情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。</p>	<p>する情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>ウ 【国が実施する対策】（地方整備局） （略）</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。 598</p> <p>エ 【住民が実施する対策】 警戒避難情報 に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(2) 基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、危機管理課）</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずる。</p> <p>エ 【住民が実施する対策】 警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。 599</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(2) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(3) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、危機管理課）</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部） （略）</p> <p>(イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村、住民等に提供する。</p> <p>エ 【住民が実施する対策】 警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。</p>	
---	---	--

<p>4 かけ崩れ応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(都市建設部、農林部、危機管理課)</p> <p>(ア) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">607</p> <p>エ 【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。</p> <p style="text-align: right;">608</p>	<p>4 かけ崩れ応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(都市建設部、農林部、危機管理課)</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">600</p> <p>エ 【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。</p> <p style="text-align: right;">601</p>	
---	---	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 29 節 建築物災害応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(イ) 市町村から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">610</p>	<p style="text-align: center;">第 29 節 建築物災害応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(建設部)</p> <p>(イ) 市町村から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。<u>職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p style="text-align: right;">603</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 32 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[道路及び橋梁関係]</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行う。(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保</p>	<p style="text-align: center;">第 32 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[道路及び橋梁関係]</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文言の修正</p>

<p>を最優先に応急復旧工事を行う。</p> <p>615</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。</p> <p>616</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画イ 【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(ア) 緊急点検マニュアルにより <u>土砂災害警戒区域等</u>及び施設の点検を実施する。</p> <p>621</p>	<p>先に応急復旧工事を行う。</p> <p>608</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の <u>自動車</u>プロープ情報の活用等により情報収集を行う。</p> <p>609</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画イ 【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(ア) 緊急点検マニュアルにより <u>土砂災害危険箇所</u>及び施設の点検を実施する。</p> <p>614</p>	<p>国の防災防災計画に合わせて修正</p>
<p>修正後</p>	<p>修正前</p>	<p>修正理由</p>
<p style="text-align: center;">第3節 情報収集伝達計画</p> <p>第1 地震予知に関する情報等の伝達</p> <p>1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報</p> <p>(2) 勤務時間内の伝達要領</p> <p>ア 勤務時間内に、県等から東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した危機管理課長は、直ちに系統図に従い市長まで報告する。</p> <p>イ 庁内職員に対する伝達<u>を</u>行う。</p> <p>(3) 勤務時間外、休日の伝達要領</p> <p>ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した職員は、直ちにこの旨を危機管理課長へ報告する。</p> <p>イ 報告を受けた危機管理課長は、系統図に従い市長まで報告し、必要な指示を受け、各部局主管課に伝達する。</p> <p>ウ 危機管理課職員は、情報収集等にあたる <u>よう努める</u>。</p> <p>642</p> <p>2 警戒宣言</p> <p>(2) 伝達要領</p> <p>ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。</p> <p>なお発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を危機管理課長が受理した場合は、市長の指示により伝達系図に準じて伝達する。</p> <p>イ 警戒宣言後、警戒宣言文及び地震予知情報等の通知を受理した危機管理課長は、直ちに系統図に従い市長へ報告するとともに、指示に基づき、一斉庁内放送により庁内に伝達するとともに、防災行政無線等を活用し関係機関へも伝達する。</p> <p>643</p>	<p style="text-align: center;">第3節 情報収集伝達計画</p> <p>第1 地震予知に関する情報等の伝達</p> <p>1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報</p> <p>(2) 勤務時間内の伝達要領</p> <p>ア 勤務時間内に、県等から東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した危機管理課長は、直ちに系統図に従い市長まで報告する。</p> <p>イ 庁内職員に対する伝達<u>は、放送設備による一斉庁内放送により</u>行う。</p> <p>(3) 勤務時間外、休日の伝達要領</p> <p>ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した職員は、直ちにこの旨を危機管理課長へ報告する。</p> <p>イ 報告を受けた危機管理課長は、系統図に従い市長まで報告し、必要な指示を受け、各部局主管課に伝達する。</p> <p>ウ 危機管理課職員 <u>及び各部局主管課職員は、速やかに登庁し</u>、情報収集等にあたる。</p> <p>634</p> <p>2 警戒宣言</p> <p>(2) 伝達要領</p> <p>ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。</p> <p>なお発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を危機管理課長が受理した場合は、市長の指示により伝達系図に準じて伝達する。</p> <p>イ 警戒宣言後、警戒宣言文及び地震予知情報等の通知を受理した危機管理課長は、直ちに系統図に従い市長へ報告するとともに、指示に基づき、一斉庁内放送により庁内に伝達するとともに、防災行政無線等を活用し関係機関へも伝達する。</p> <p>635</p>	<p>文字の修正</p> <p>体制の変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 11 節 防災関係機関の講ずる措置</p> <p>第 2 活動の内容</p> <p>5 日本郵便(株)信越支社</p> <p>(5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">659</p>	<p style="text-align: center;">第 11 節 防災関係機関の講ずる措置</p> <p>第 2 活動の内容</p> <p>5 日本郵便(株)信越支社</p> <p>(3) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">651</p>	<p style="text-align: center;">文字の修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 14 節 緊急輸送</p> <p>第 2 活動の内容</p> <p>2 【市が実施する計画】(都市建設部、危機管理課)</p> <p>(1) 市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図る。</p> <p>(2) 市は、必要に応じて、震災対策編第 3 章第 4 節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。</p> <p style="text-align: center;">664</p>	<p style="text-align: center;">第 14 節 緊急輸送</p> <p>第 2 活動の内容</p> <p>2 【市が実施する計画】(都市建設部、危機管理課)</p> <p>(2) 市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図る。</p> <p>(3) 市は、必要に応じて、震災対策編第 3 章第 4 節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。</p> <p style="text-align: center;">656</p>	<p style="text-align: center;">文字の修正</p>